北海道樺戸郡月形町
一〇〇六番一九四地先河川敷　一号
一〇〇六番一九五　二号
一〇〇六番二二　三号から六号まで
一〇〇六番一三　七号から十号まで、十二号及び十三号
一〇〇六番一三地先河川敷　十一号
九九九番四　十四号から十七号まで
九九九番一一六五　十八号
九九九番一一六五地先河川敷　十九号
九九九番一七二　二十号
九九九番一七二地先河川敷　二十一号

○国土交通省告示第六百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

所沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号から四号を結んだ線までの区間の所沢の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域（昭和二十六年建設省告示第九百三十六号で指定した同号三十に掲げる土地の区域を除く。）

長野県佐久市内山
字処沢　一九七六番一　一号
一九八七番七八　二号
字苦水　一八七七番　三号
字相立東　二一三五番一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十六号までを順次結んだ線及び標柱五号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県佐久市内山
字処沢　一九五三番七　五号
一九六三番　六号
一九七六番一　七号から十一号まで
一九六九番四　十二号
一九七〇番一　十三号及び十四号
一九六八番二　十五号
一九六一番五　十六号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成二十八年国土交通省告示第千三百四十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

長野県佐久市内山
字処沢　一九四二番二七　十七号及び二十号
一九八七番一三四　十八号
一九八七番一　十九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（昭和二十二年内務省告示第三百五十号で指定した土地の区域を除く。）

長野県佐久市田口
字畑沢　八六八八番六
八六八八番七
八六八八番一〇
八六八八番一二
八七一番一
八七一番三
八七二番
八七二番二
八七二番三
八七三番
八七四番
八七四番地先無地番地
八七五番
八七六番
八七七番一
八七七番三
八七九番一
八七九番二
八八〇番一
八八〇番二
八八一番
八八二番
八八三番
八八四番
八八五番
八八六番一
八八七番一
八八八番
八八九番
八九〇番一
八九〇番二
八九〇番二地先無地番地
八九一番
八九二番
八九二番地先無地番地
八九四番
八九五番
八九六番
八九七番一
八九七番二
八九八番
九〇三番
九〇四番
九〇五番
九〇六番
九〇八番
九〇九番一
九〇九番ロ
六八一八番
六八一九番
六八二〇番
六八二二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県佐久市田口
字東大工原　九四八番一　一号及び十号
九四七番一　十一号
字畑沢　八六八番一　二号及び三号
八六八番三　四号
八七九番二　七号
九一一番　八号及び九号
字柏木　七九番　五号及び六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定された土地の区域を除く。）

長野県木曽郡大桑村大字殿
七二〇番七　一号
七三二番一　二号
七二七番四四　三号
五〇六番三六　四号
六三一番三三　五号
六三一番九　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱七号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県木曽郡大桑村大字殿
七二七番四二　七号
七二七番五〇　八号
七二七番五一　九号
七二七番四〇　十号
七二七番四三　十一号

○国土交通省告示第六百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成三十年五月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中小屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十八年建設省告示第二千十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱一号と三号並びに標柱二号と四号を昭和四十八年建設省告示第二千十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱三号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道樺戸郡月形町
一〇〇九番一地先河川敷　一号及び三号
一〇〇六番二〇六　二号
一〇〇六番五五一　四号